＊中小企業信用保険法第２条第５項第４号－①の認定申請について＊

◆主な認定要件（１～３のすべての要件を満たしていること）

１．本店登記地（個人事業主の場合は主たる事業所の所在地）が袖ケ浦市内であり、市内で１年以上継続して事業を行っていること。

２．セーフティネット保証４号に指定された災害等（地震、台風等）の影響を受けた中小企業者であって、経営の安定に支障を生じていること。

３．災害等が発生した後の最近１か月の売上高等が前年同月と比較して２０％以上減少しており、かつ最近１か月のその後２か月を含む３か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して２０％以上減少することが見込まれること。

※詳細な認定要件については、中小企業者の認定の概要をご確認ください↓

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/download/4gou_gaiyou.pdf

◆必要書類

１	認定申請書　原本１通	□
２	売上高等比較表	□
３	最近１か月分と前年同期の３か月分の月別の売上高が確認できる書類 （試算表、売上台帳、法人事業概況説明書など）	□
４	最近１か月のその後２か月分の見込売上高の根拠となる書類（売上高等比較表への記入、または売上の内訳や算出根拠がわかる書類・前年実績等）	□
５	【法人の場合】商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書の写し） ※３か月以内のもの	□
	【個人事業主の場合】直近の確定申告書の写し	□
６	【許認可業種の場合】許認可証の写し	□
７	【代理人が申請する場合】委任状	□

※必要に応じて、別の書類をご提出いただく可能性がございます。

◆注意事項

・金額は円単位でご記入ください。

・最近１か月とは、原則として申請月の前月の１か月を意味します。ただし、前月分の売上高等が未集計の場合は、申請月の前々月の１か月とし、当該月は必ず災害発生後であることとします。

・減少率等の計算は、小数点第２位以下を切捨てし、第１位までをご記入ください。

・上記の６～７の必要書類は、該当する場合のみご提出ください。

・保証の申込については、市の認定を受けた日から３０日以内（土日を含む）に金融機関又は信用保証協会へ行う必要があります。

【問い合わせ先】
袖ケ浦市役所　商工観光課
☎０４３８－６２－３４２８